

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

交通規制の対象から除外する車両の取扱要領の制定について

見出しの件については、交通規制の対象から除外する車両の取扱要領（平成29年3月10日付け通達乙規制第325号別添。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、このたび、茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（令和5年茨城県公安委員会規則第8号）が施行されることに伴い、別添のとおり「交通規制の対象から除外する車両の取扱要領」を制定し、令和5年7月1日から運用することとした。その改正の要点は、下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は令和5年6月30日限り、廃止する。

記

1 通行許可標章の廃止

歩行者用道路通行許可車の標章及び通行禁止道路通行許可車の標章を廃止したことに伴い、所要の改正を行った。

2 駐車許可申請書と駐車許可証の統合

別様式としていた、駐車許可申請書と駐車許可証を統合し一つの様式としたことに伴い、所要の改正を行った。

3 訪問診療等に使用する車両の駐車許可手続の簡素合理化

訪問診療等に使用する車両の駐車許可について、申請者の負担軽減をはかるべく所要の改正を行った。

4 緊急やむを得ない駐車許可の整理

電話等の連絡による緊急やむを得ない駐車許可について、対象となる用務の整理を行った。

5 各許可業務において交付する許可証、標章等の記載事項変更、再交付手続の規定の明確化

申請者に交付済みの各種許可証、標章等の記載事項変更や再交付の手続について運用上の詳細について明記した。

別添

交通規制の対象から除外する車両の取扱要領

1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号。以下「細則」という。）に基づき、交通規制の対象から除外する車両の取扱いについて必要な事項を定める。

2 交通規制の対象から除外する車両

細則第1条の3に基づき交通規制の対象から除外する車両及びその運用解釈は、次のとおりとする。

(1) 道路標識等による交通規制の対象から除外する車両

ア 警衛列自動車

警衛要則（昭和54年国家公安委員会規則第1号）に規定する自動車御列を構成する自動車

イ 警護列自動車

警護要則（平成6年国家公安委員会規則第18号）に規定する自動車警護列内の自動車

(2) 通行禁止規制の対象から除外する車両

ア 人命救助、災害救助、水防活動又は災害対策基本法（昭和36年法律第233号）に規定する災害応急対策に係る緊急用務に従事する車両（以下「人命救助等車両」という。）

〈運用解釈〉

「災害対策基本法に規定する災害応急対策に係る緊急用務」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的援助を行うなど災害の拡大を防止するために行う

- 警報発令及び伝達、避難勧告又は指示
- 施設や設備の応急の復旧
- 災害発生現場の清掃、防疫その他保健衛生
- 緊急輸送の確保

等の用務をいう。

- イ 犯罪の鎮圧、被疑者の逮捕、犯罪の捜査、交通の取締り、警備活動その他警察責務遂行のために使用中の車両及び当該目的のために誘導されている車両（以下「警察用車両等」という。）

〈運用解釈〉

「被疑者の逮捕」及び「犯罪の捜査」のため使用中の車両には、検察官、検察事務官及び特別司法警察職員が法令に定められている権限に基づく職務執行に使用するものも含まれる。

- ウ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第263条第5号の4に規定する選挙運動用自動車及び同法第14章の3に規定する確認団体の政治活動用自動車で、当該業務のために使用中の車両（以下「選挙運動用自動車等」という。）

〈運用解釈〉

「選挙運動用自動車」とは公職選挙法に基づく立候補者が選挙運動のために使用中の選挙運動用の自動車を、「政治活動用自動車」とは確認団体が街頭政談演説等のために使用中の政治活動用自動車をいう。

なお、公職選挙法が適用される選挙は、衆議院議員及び参議院議員並びに地方公共団体の長及び議会議員の選挙に限られており、これ以外の農業委員等の選挙運動用自動車又は政治活動用自動車は、適用を受けない。

- エ 道路の維持管理のために使用中の道路維持作業用自動車（以下「道路維持作業車」という。）

- オ 公安委員会交付の通行禁止除外指定車の標章を掲出している車両

道路標識による車両通行止めの適用除外対象車両は、通行禁止除外指定車標章（細則様式第8号）を掲出し、かつ、当該目的のために使用中の車両で、次に掲げるものをいう。

- (ア) 電気、ガス、水道、電話又は鉄道の緊急修復を要する工事のために使用中の車両

〈運用解釈〉

電気、ガス、水道、電話、鉄道の各事業者又はこれらの委託を受けた事業者が、それぞれの施設の損壊又は故障があった場合に、緊急に修復するための工事に使用する車両である。

(イ) 信号機及び道路標識等の維持管理のために使用中の車両

〈運用解釈〉

信号機及び道路標識等の維持管理のための委託を受けた者が、維持管理に使用中の車両が対象となる。

なお、高所作業車等を使用する等の作業行為がある場合は、道路使用許可の対象となる。

(ウ) 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電報配達のために使用中の車両

〈運用解釈〉

郵便法に規定する通常郵便物のみの集配を専用に行っている車両を除外対象とするもので、通常郵便物と郵便法に規定する小包を混在して集配業務を行う車両は、除外対象とならない。

「使用中の車両」とは、上記用務に使用する車両であり、郵便局等の所有する車両に限らず、郵便局等から委託を受け、これらの用務に従事する車両も除外対象となる。

(エ) 一般廃棄物の収集のために使用中の車両（以下「一般廃棄物収集車」という。）

〈運用解釈〉

「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

一般廃棄物の収集に使用中の車両には、市町村又は市町村の許可を受けて一般廃棄物の収集及び運搬を行う車両で民間の車両も含まれる。

当該車両は、他の用途に転用できない構造の車両で、車体の後部に積込装置のあるパッカー車と呼ばれるゴミ収集車等のほか、市町村の許可や委託を受け許可委託業務以外に使用しないことが許可証等で確認が取れる車両に限られる。

(3) 最高速度の規制の対象から除外する車両

専ら交通の取締りに従事する車両

〈運用解釈〉

道路標識による最高速度規制から除くものであり、法定速度の対象から除

くことになる最高速度違反取締りについては、道交法第41条第2項に規定がある。

(4) 転回禁止の規制の対象から除外する車両

警察用車両等

(5) 駐停車禁止の規制の対象から除外する車両

ア 人命救助等車両

イ 警察用車両等及び当該目的のために停止を求められている車両

ウ 緊急自動車

(6) 駐車禁止の規制、時間制限駐車区間の規制及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止の規制の対象から除外する車両

ア 人命救助等車両

イ 警察用車両等及び当該目的のために停止を求められている車両

ウ 選挙運動用自動車等

エ 道路維持作業車

オ 緊急自動車

カ 公安委員会交付の駐車禁止除外指定車の標章を掲示している車両

茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が交付する駐車禁止除外指定車の標章（細則様式第1号、細則様式第2号及び細則様式第9号。細則様式第1号及び細則様式第2号については、他の都道府県公安委員会交付に係る同種の標章を含む。）を掲示し、かつ、当該目的のために使用中のもので次の車両をいう。

(ア) 電気、ガス、水道、電話又は鉄道の緊急修復を要する工事のために使用中の車両

〈運用解釈〉

電気、ガス、水道、電話、鉄道の各事業者又はこれらの委託を受けた事業者が、それぞれの施設の損壊又は故障があった場合に、緊急に修復する必要性について調査確認するために駐車する車両が対象となる。

なお、緊急の修復作業を行う場合は、道路使用許可の対象となる。

(イ) 信号機、道路標識等の維持管理のために使用中の車両

(ウ) 専ら通常郵便物の集配又は電報配達のために使用中の車両

(エ) 一般廃棄物収集車

(オ) 医師が急病者に対して緊急に診察又は治療する目的で、当該急病者の往診のために使用中の車両

〈運用解釈〉

医師が緊急往診のため使用中の車両であり、緊急を要し、遅延することにより人の生命及び身体に重大な影響を及ぼすと客観的に認められる場合をいい、定期的な往診等緊急を要しないものは含まれない。

「使用中の車両」とは、医師が運転又は同乗している車両をいう。

なお、医師が同乗している場合は、運転者が医師の補助に当たる看護師等の医師と行動を共にする者である場合に限られ、運転に専従する者がいる場合は対象とならない。

(カ) 歯科訪問診療に関する委託契約に基づき歯科医師会から指定された歯科医師が往診のために使用中の車両

〈運用解釈〉

歯科医師会等から委託を受けた歯科医師が往診用歯科診療用器材を搭載して往診する場合に限られる。

申請に際しては、委託を受けたことを疎明する資料の添付を求める。

(キ) 報道機関が緊急取材のために使用中の車両

〈運用解釈〉

「緊急取材のために使用中の車両」とは、新聞、テレビ、ラジオ、通信社等の報道機関の緊急取材車を指し、「報道機関」とは、記者クラブ加盟の新聞、テレビ、ラジオ及び通信社をいうもので、事件等の発生時から第一的な速報性のある取材を行うことが対象であり、速報性のない一般的な雑誌、業界紙等の取材には適用されない。

(ク) 裁判所法（昭和22年法律第59号）に規定する執行官が強制執行等のために使用中の車両

(ケ) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の定めにより犬の捕獲のために使用中の車両

(コ) 放置車両の確認及び標章の取付けのために使用中の車両

〈運用解釈〉

「放置車両の確認及び標章の取付けのために使用中の車両」とは、

- 放置車両の確認事務を行う者が使用する車両
- 放置車両確認機関等の者が使用する車両

をいう。

標章の有効期限は、契約書を確認して、放置車両の確認及び標章の取付業務の委託契約期間の最終日までとする。

- (サ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のために使用中の車両
〈運用解釈〉

「患者輸送車」とは医療機関等において患者等を輸送する自動車をいい、「車いす移動車」とは専ら車いす利用者の移動の用に供する自動車をいうが、自動車検査証の車体の形状欄に「患者輸送車」又は「車いす移動車」と記載された車両に限られる。

- (シ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第1（細則別表第2）の障害の級別の障害のある歩行が困難であると認めるものが使用中の車両及び同表の障害の級別に該当しない者で、これに準ずる障害を有し、歩行が困難であると認めるものが使用中の車両

〈運用解釈〉

- 1 除外対象となる「視覚障害4級の1」、「上肢不自由2級の1、2」については、茨城県発行の身体障害者手帳に「○級の1」という記載はないことから、申請の受理に当たっては、身体障害者手帳の「障害等級」と「障害名」欄を、身体障害者等級表（別表第2）に照らして確認すること。また、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第1種」と記載されている者は、上記障害の「視覚障害4級の1」、「上肢不自由2級の1、2」に該当することから、障害が視覚障害4級、上肢不自由2級で、かつ、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額が「第1種」であれば除外対象となる。
- 2 「別表第1（細則別表第2）の障害の級別に該当しない者で、これに準ずる障害を有し、歩行困難であると認めるもの」とは、身体障害

者福祉法第15条により知事から指定された医師の意見書（別記様式第1号）又は診断書等により身体障害者等級表（別表第2）の障害級別の身体障害者と準ずる程度に歩行が困難と認められた場合に除外対象となる。

なお、医師の意見書、診断書等の提出は初回のみとし、更新申請においては提出を要しない。

- (ス) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳を受けている者のうち、別表第1（細則別表第2）の障害の級別の障害のある歩行が困難であると認めるものが使用中の車両
- (セ) 茨城県から療育手帳の交付を受けている者で、障害程度が㊤（最重度）又はA（重度）と判定されている歩行が困難であると認めるものが使用中の車両
- (ソ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するものが使用中の車両
- (タ) 色素性乾皮症患者が現に使用中（日の出から日没までの時間に限る。）の車両

〈運用解釈〉

小児慢性特定疾患のうち「色素性乾皮症患者（紫外線要保護者）」は、太陽光線が生命に危険を及ぼすため、太陽光線から防護のために、通院等の日常生活において車両の利用が不可欠である。茨城県においては現在手帳の発行を行っていないので、手帳と同一の記載内容の保健所長名の「小児慢性特定疾患受給者証」の交付を受けている者が該当する。

3 通行禁止除外指定車及び駐車禁止除外指定車の標章の交付

(1) 標章の有効期限

標章の有効期限は、公安委員会交付（決裁）の日から起算して3年を経過した日とする。

なお、一般廃棄物収集車など業務を行う車両の申請については、真に必要な日数に限る。

(2) 標章の適用地域

細則様式第1号及び細則様式第2号の歩行困難者使用中の標章（他の都道府県公安委員会の交付に係る同種の標章を含む。）は、車両を対象とするものではなく、人を対象とする「本人標章」であることから、標章の交付を受けた本人が使用する車両であれば、自己車両、他人の車両を問わず、さらにレンタカー、タクシー等であっても対象となり、標章の適用地域は全国とする。

その他の標章の適用地域は、茨城県内に限られる。

なお、身体障害者等の歩行困難者が使用中の標章については、標章の交付を受けた本人が標章を掲出して使用している全ての車両が対象となる。

(3) 申請者

ア 細則様式第3号の標章交付申請書（以下この項において「申請書」という。）の申請者は、申請の資格を有する本人とする。ただし、法人又は団体の場合はその代表者（これによりがたい場合はその役員等。ただし、申請手続及び受領手続は従業員等が代理することができる。以下同じ。）とする。

イ 細則様式第4号の申請書の申請者は、申請の資格を有する本人とする。ただし、これらの者が法人又は団体の場合はその代表者とする。

細則様式第5号、細則様式第6号及び細則様式第7号の申請書の申請者は、歩行困難者又はその介助人とする。ただし、歩行困難者又はその介助人が疾病その他の事由により筆記することができない場合は、依頼を受けた警察職員が理由と職員名字を申請書の右下欄外に記載したうえで代筆し申請を行うことができる。

(4) 申請の受理

ア 事前相談の取扱い

標章の交付申請をしようとする者から、申請手続、申請書の記載要領、添付書類その他の相談又は問合せがあった場合には、

- (ア) (3)に示す申請者（申請書の提出者は、原則として本人、介護人又は同居の親族とする。4(3)ア(ア)及び5(3)ア(ア)において同じ。）としての該当性
- (イ) 通行禁止又は駐車禁止の除外要件の該当性
- (ウ) 申請書の様式の適合性
- (エ) 申請書の記載事項の充足性

- (オ) 当該申請に必要な添付書類の充足性等について、適切に助言する。

イ 申請書の提出先

申請書の提出先は、細則様式第3号及び第4号の申請は車両の使用の本拠の位置又は事業の主たる場所、細則様式第5号、細則様式第7号及び細則様式第7号の申請は歩行困難者の住所地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）とする。

ウ 提出書類

(ア) 申請書の様式

標章の交付申請に用いる申請書については、次の表の左欄に掲げる標章の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書の様式とする。

標章の種類	申請書の様式
通行禁止除外指定車の標章	細則様式第3号
電気、ガス、水道、電話、鉄道の緊急修復車両、信号機等の維持管理車両、通常郵便集配車両、電報配達車両、緊急往診車両、歯科医訪問診療車両、緊急取材車、執行官使用車、野犬捕獲車、放置車両確認車両及び患者輸送等車両の駐車禁止除外指定車の標章	細則様式第4号
身体障害者手帳所持者、戦傷病者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者に係る駐車禁止除外指定車の標章	細則様式第5号
療育手帳所持者に係る駐車禁止除外指定車の標章	細則様式第6号
色素性乾皮症患者（紫外線要保護者）に係る駐車禁止除外指定車の標章	細則様式第7号

(イ) 申請書類の提出部数

申請書及び添付書類の提出部数は2通とする。ただし、交付標章の更新、記載事項の変更又は再交付に係る申請については、公安委員会宛ての送付は必要ないことから1通とする。

(ウ) 申請書の添付書類

申請書の添付書類は、次の表の左欄に掲げる標章の種類ごとに、それぞれ

同表の右欄に掲げる書類又はその写しとする。

標章の種類	添付書類
通行禁止除外指定車の標章	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該申請に係る車両の自動車検査証 ・ 当該申請に係る除外対象車両であることを疎明する書面 ・ 当該申請に係る除外区域又は区間を示す図面
駐車禁止除外指定車の標章	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該申請に係る車両の自動車検査証 (細則様式第4号の場合に限る。) ・ 当該申請に係る除外対象車両であることを疎明する書面

(5) 公安委員会への申請書等の送付

署長は、申請を受理したときは、通行禁止除外指定車標章・駐車禁止除外指定車標章の交付申請について（別記様式第2号）に、申請書1通及び添付書類1部を添えて、交通規制課長を経由して、公安委員会宛てに送付する。ただし、交付標章の更新、記載事項の変更又は再交付に係る申請の場合は、署長が標章を交付することができる。

(6) 標章の交付

ア 標章の作成

通行禁止除外指定車の標章及び駐車禁止除外指定車の標章は、総合交通規制許可管理業務端末装置（以下「業務端末装置」という。）により、警察署で作成する。

イ 標章の交付

標章は、原則として申請者本人に交付する。

なお、細則様式第5号、細則様式第6号及び細則様式第7号の申請で本人に交付できない場合は、同居の親族又は介護人に交付する。

(7) 遵守事項

署長は、標章を交付を受けた者に対し、次の事項を遵守するように指導する。

ア 標章等の掲出

(ア) 通行禁止区間を通行する際は、通行禁止除外指定車の標章を当該車両の前

面ガラスの内側に前方から見やすいように掲示（前面ガラスのない車両にあつては携帯）すること。

- (イ) 駐車禁止除外指定車の標章は、当該車両を駐車禁止規制をされた道路に駐車させている間は、当該車両の前面ガラスの内側に前方から見やすいように掲示（前面ガラスのない車両にあつては携帯）する。また、標章とともに運転者の連絡先又は用務先を記載した連絡票（別記様式第3号）を当該車両の前面ガラスの内側に前方から見やすいように掲示（前面ガラスのない車両を除く。）すること。

なお、連絡票については、車両の移動等の必要性が生じた場合に現場の警察官が連絡できるように用務先又は連絡先を記載した用紙であるならば、別記様式第3号と同一のものでなくてもよい。

イ その他の遵守事項

- (ア) 現場において警察官又は交通巡視員の指示に従うこと。
- (イ) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
- (ウ) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（標章の交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）。

(8) 標章の更新

ア 標章の更新は、(4)ウ(ア)の表の左欄に掲げる標章の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる様式の申請書及び添付書類1部を提出して行うものとする。

イ 署長は、更新の申請を受理したときは、審査の上、業務端末装置により新たな交付番号で標章を作成し、原則として即日交付するものとし、亡失、滅失又は盗難の場合を除き、旧標章と引き替えとする。

ウ 標章の更新期間は、旧標章の有効期限の満了する2か月前から有効期限の満了日（休日等の場合は、その翌日）までとする。

なお、更新期間を経過した場合は、標章の更新は行わず、新規申請扱いとする。

エ 標章の更新をしようとする者が、転居等で警察署の管轄が変更（他都道府県公安委員会発行の標章を受けている場合も含む。）となる場合は、転居先の住所地を管轄する警察署において更新するものとする。その際は、新規申請と同

様に交通規制課を経由し、転居先の警察署における新たな標章番号で即日交付することとする。

〈運用解釈〉

他都道府県公安委員会発行の標章で交付を受けた歩行困難者が茨城県内に転居し更新の手続をした際、更新時の等級が本件の別表第1（細則別表第2）の障害の級別のほか本通達の基準に満たない場合についても、既得権により歩行困難と認められ更新の対象とする。その際はシステムにて既得権の旨を確実に入力する。

オ 新たな標章の有効期限については旧標章の有効期限の日から起算して3年を経過した日とする。その他の規定については3(1)を準用する。

(9) 標章の再交付申請

ア 標章の再交付申請は、(4)ウ(ア)の表の左欄に掲げる標章の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる様式の申請書及び添付書面1通に当該標章を添えて行うものとする。ただし、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は盗難に遭った場合は、当該標章の提出を要しない。

署長は、再交付申請を受けたときは、審査の上、標章を作成し、原則として即日再交付する。

なお、この際の交付番号、交付日は、有効期限欄は当該旧標章と同一とし、再交付標章表面の右上に朱書きで「再」と記載するとともに、業務端末装置や管理簿に再交付の経緯を入力記載する。

(10) 標章の記載事項の変更申請

ア 標章の車両番号等（転居等による住所変更を含む。）の記載事項の変更申請は、(4)ウ(ア)の表の左欄に掲げる標章の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる様式の申請書1通に変更になった内容を記載させ、変更となる事項を疎明する書類及び旧標章を合わせて提出することにより行う。

イ 署長は、記載事項の変更申請を受理したときは、業務端末装置により新規申請と同様に登録を行い交通規制課を経由して標章を作成し、原則として即日交付する。

なお、この際の標章の交付番号は新規番号、交付日は変更申請受理日、有効期限欄は旧標章と同一とし、標章表面の右上に朱書きで「(変更箇所) 変更」

と記載するとともに、業務端末装置や管理簿に記載事項変更の経緯を入力記載する。

(11) 標章の返納命令

ア 標章の交付を受けた者が、細則第1条の3第6項の遵守事項に違反した場合は、標章の返納を命じることができる。

標章の返納を命じようとするときは、遵守事項に違反した者に対し茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）第13条第1項第1号の規定による聴聞を行う必要があることから、同条例第3章第2節及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年茨城県公安委員会規則第7号）第2章に掲げる手続を行うこととなる。このため、写真及び見取図等により遵守事項違反の状態を明らかにした報告書を作成して、当該処分を必要とする理由を明らかにしておく。

イ 標章の返納は、当該処分に係る者に対し通行禁止除外指定車・駐車禁止除外指定車標章返納命令書（別記様式第4号）を交付するとともに、既に交付した標章を返納させる。

(12) 標章の返納

標章の交付を受けた者が、細則第1条の3第8項各号のいずれかに該当することとなったときは、標章を返納しなければならない。

(13) 申請の却下

通行禁止又は駐車禁止の除外要件に該当しないと認め、申請を却下するときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による教示事項を記載した書面（以下「教示書面」という。）を交付する。

4 署長の通行許可

(1) 概説

車両は、道路標識等によって通行を禁止されている道路又はその部分（以下「通行禁止道路等」という。）を通行してはならないが、署長が、地域住民の利便と交通規制の目的との調和を図るため、道交法第8条第2項の規定に基づき、施行令第6条又は細則第8条第1項に定めるやむを得ない理由があると認めて許可をしたときは、通行禁止道路等を通行することができる。

この場合における許可の対象となる交通規制は、

ア 各種車両通行禁止（歩行者用道路を含む。）

イ 一方通行

ウ 指定方向外進行の禁止

であるが、高度の安全性が確保される特別の場合を除いては、イ及びウの通行許可は行わない。

(2) 通行許可の申請者

通行許可の申請ができる者は、運転者、車両の保有者等通行するという行為について責任を有する者とする。ただし、これらの者が法人又は団体の場合はその代表者とする。

(3) 通行許可の申請

ア 事前相談の取扱い

通行許可の申請をしようとする者から、申請手続、通行禁止道路通行許可申請書（規則別記様式第一の三。以下この項において「申請書」という。）の記載要領、添付書類その他に関する相談、又は問合せがあった場合には、(4)の要件を踏まえた上で、

(ア) (2)に示す申請者としての該当性

(イ) 通行許可要件の該当性

(ウ) 申請書の様式の適合性

(エ) 申請書の記載事項の充足性

(オ) 当該申請に必要な添付書類の充足性

等について、適切に助言する。

イ 申請書の提出先

通行許可の申請は、当該通行禁止道路等を管轄する署長に対して行う。

ウ 提出書類

(ア) 申請書類の提出部数

申請書及び添付書類の提出部数は2通とする。

(イ) 申請書の添付書類

申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付させるものとする。

a 当該申請に係る車両の自動車検査証

b 当該申請に係る申請区間及び周辺の見取図（当該申請区間を明示したものの）

c 必要に応じ、当該申請内容を疎明する書面

(4) 申請の受理及び審査

署長は、申請を受理したときは、当該申請が次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当するかどうかを審査しなければならない。

ア 通行禁止道路等を通行しなければならない場所に起点又は終点を有すること。

イ 通行禁止道路等における通行区間が必要最小限度であること。

なお、申請内容を補正することにより、必要最小限度の区間に変更できる場合には、申請者に必要な補正を求める。

ウ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 車庫、空き地その他当該車両を通常保管するための場所に入入りするため通行することがやむを得ないこと。

(イ) 身体の障害のある者を車両で輸送するため通行することがやむを得ないこと。

なお、身障者がタクシー等を利用して通院する場合等、事前に車両を特定することができないやむを得ない理由があるときは、車両の登録番号及び運転者を特定しないで許可証を交付することができる。

(ウ) 貨物の集配をするため、当該道路を通行することがやむを得ないこと。

なお、新聞、牛乳、プロパンガス等の日常生活の必需品を運搬するために使用される車両には限定されない。

(エ) 冠婚葬祭、引っ越しその他の社会生活上、当該道路を通行することがやむを得ないこと。

なお、「社会生活上」とは、「社会慣習上」と比べ範囲が広がるが、児童生徒の登下校の送迎の場合には、当該児童等が脚に怪我をして歩行が困難なとき及び同送迎行為について園・学校側の了解が取られている場合に限るなど「当該道路を通行することがやむを得ないこと」についての解釈は厳格に行う。

(オ) 公益上又は業務上の必要により当該道路を通行することがやむを得ないこ

と。

なお、当該通行禁止道路等を進行しなければ電気、ガス、水道の工事、小学校、幼稚園、保育所のスクールバスの送迎、工場、事務所への資材の搬入等に大きな支障を及ぼすおそれのあるものに限る。

(5) 許可期間

車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所に入り出る車両等恒常的に通行しなければならない理由のある車両については、原則として許可の期間は3年とし、冠婚葬祭、引っ越しその他一時的なものは、必要な日又は時間を限って許可をする。

(6) 条件の付与

署長は、許可をする場合において必要があると認めるときは、当該道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

(7) 不許可処分

署長は、通行許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が(4)の要件に該当しないと認めるときは、不許可処分を行うことができる。

(8) 通行許可証の交付

ア 通行許可証の作成

署長は、通行を許可する場合は、申請書の通行禁止道路通行許可証（以下「通行許可証」という。）欄への記載及び公印の押印により通行許可証を作成する。また、許可年月日は決裁日とする。

なお、条件を別紙に記載した場合は、通行許可証と別紙を署長等の公印で割印する。

イ 通行許可証の交付

通行許可証は、できる限り申請者本人に交付する。

ウ 記載事項の変更

車両入れ替え等により申請内容が変更になった場合は、新規申請と同様の扱いとし必要な書類の提出を受け、新しい許可証を交付する。

エ 再交付の申請

通行許可証の再交付申請は、申請書と添付資料をそれぞれ2通と当該通行許

可証を提出して行うものとする。ただし、当該通行許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は盗難に遭った場合は、当該通行許可証の提出を要しない。この際の申請書の申請日は再交付申請日とする。

署長は、再交付申請を受けたときは、審査の上、通行許可証を作成し、再交付するものとする。この際、通行許可証の証明日欄、交付番号、有効期限は当該許可と同一にするとともに、再交付した通行許可証の右上欄外に朱書きで「再」と記載し、業務端末装置や簿冊には再交付の経緯を確実に入力記載する。

(9) 通行許可証の掲出

通行禁止道路等の通行を署長が許可した車両には、当該許可に係る車両を当該区間を通行させている間は、通行許可証を当該車両の前面ガラスの内側に前方から見やすいように掲示させるものとする。ただし、許可車両が前面ガラスのない車両の場合には、通行許可証の提示を求めて確認する。

(10) 許可対象車両の運行範囲が広域にわたる場合の取扱い

貨物運送業者、百貨店の配送車等その運行範囲が広域で許可の対象となる通行禁止道路等の区間が2以上の警察署の管轄区域にわたるものについては、それぞれの警察署において許可の申請を受理し、通行許可証の交付を行うことを原則とする。ただし、その管轄区域内に通行禁止道路等が少なく、かつ、関係警察署が遠隔地にある等の理由がある場合（他都道府県警との隣接の場合を除く。）においては、許可申請を受理した署長が関係署長と協議し、許可すべき場合に該当することが判明したときは、通行許可証の下部余白に関係署長と協議した旨を記載するとともに、申請書を受理した署長が許可証を交付することができる。

(11) 不利益処分に係る教示

署長は、(6)の条件の付与又は(7)の不許可処分を行うときは、申請者に対し教示書面を交付する。

5 署長の駐車許可

(1) 概説

車両は、署長から駐車許可証（細則様式第23号。以下「駐車許可証」という。）の交付を受けたときは、公安委員会が指定する駐車禁止場所、法定駐車禁止場所及び時間制限駐車区間においても、駐車することができる。

この駐車許可は、申請日時、申請場所、駐車に係る用務及び駐車可能な場所に

についての審査要件のいずれにも該当する場合に認められる。

なお、駐車許可の範囲は、道交法45条第1項に規定する指定駐車禁止場所、法定駐車禁止場所及び道交法第49条の2第5項に規定する時間制限駐車区間に限られるものであり、道交法第44条第1項及び第75条の8第1項（駐停車禁止場所）、第45条第2項（無余地場所駐車）及び第47条（駐車方法）に反する許可はできない。

(2) 駐車許可の申請者

駐車許可の申請ができる者は、運転者、車両の保有者等駐車するという行為について責任を有する者とする。ただし、これらの者が法人又は団体の場合はその代表者とする。

(3) 駐車許可の申請

ア 事前相談の取扱い

駐車許可の申請をしようとする者から、申請手続、駐車許可申請書（細則様式第23号。以下この項において「申請書」という。）の記載要領、添付書類その他に関する相談又は問合せがあった場合には、(4)の要件を踏まえた上で、

- (ア) (2)に示す申請者としての該当性
- (イ) 駐車許可要件としての該当性
- (ウ) 申請書の様式の適合性
- (エ) 申請書の記載事項の充足性
- (オ) 当該申請に必要な添付書類の充足性

等について、適切に助言する。

イ 申請書の提出先

許可の申請は、駐車しようとする道路を管轄する署長に対して行う。

ウ 提出書類

- (ア) 申請書類の提出部数

申請書及び添付書面の提出部数は、2通とする。

- (イ) 申請書の添付書面

申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付させるものとする。

- a 当該申請に係る車両の自動車検査証
- b 当該申請に係る場所一覧及び周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判

別できるもので、当該申請に係る場所に印を付し、おおむね半径100メートル以上の周囲が記載されているもの)

c 必要に応じ、当該申請内容を疎明する書面

(4) 申請の受理及び審査

署長は、申請を受理したときは、当該申請が次のアからエまでに掲げる要件のいずれにも該当するかどうかを審査すること。

ア 申請日時が、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

なお、時間帯に条件を付けた場合でも、駐車により交通の危険が発生し、又は交通を著しく阻害する場合には、許可することはできない。

(イ) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

なお、目的を達成するための必要最小限の時間でも、駐車により交通の危険が発生し、又は交通を著しく阻害する場合には許可できない。

イ 申請場所が、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 駐車禁止規制のみが実施されている場所（無余地となる場所及び放置駐車となる場所については、道交法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。

(イ) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

ウ 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段を利用したのでは、その目的を達成することが著しく困難であると認められる用務であること。

これに該当する用務としては、電車、バス等の公共交通機関の利用ができず、車両により搬送するほかに代替手段がないものや、道路使用許可の対象とならない用務で、かつ、車両に積載している設備又は機材を使用することが不可欠なものが挙げられる。

(イ) 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることが不可能又は著しく困難であると認められる用務であること。

これに該当する用務としては、5分を超えることが明らかな貨物の積卸し

で、場所的及び時間的に駐車違反とならざるを得ない場合が挙げられる。

- (ウ) 道交法77条第1項各号に規定する行為（道路使用許可）を伴う用務でないこと。

なお、道路使用許可行為には、駐車行為も含まれることから、例えば訪問入浴（入浴車内で入浴させたり、車両内のタンクから入浴のための給湯をホースを道路に伸ばして行う場合等）やレントゲン車を用いた健康診断、クレーン付トラックによる貨物の積卸し等の道路における作業を伴う場合は、道路使用許可の対象となり、駐車許可の対象とはならない。

エ 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が不可能若しくは著しく困難であると認められること。

- (ア) 重量又は長大な貨物の積卸しで、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

- (イ) その他の車両にあつては、当該用務先から直線距離でおおむね100メートル以内

この場合の解釈として、建築現場等でクレーン等の機械を使用せず数人でなければ運搬や積卸しが困難な建築資材、大型の事務機器等の重量又は長大な物については、用務先の直近に駐車する必要性があるものと見なす。また、引越しについても重量又は長大な貨物の積卸しに該当する。

路外駐車場については、当該用務を行う際に駐車可能な時間貸し駐車場を想定しており、月極駐車場は、駐車可能な場所とはならない。また、時間貸し駐車場であっても、ほぼ満車が常態となっているような駐車場は、駐車可能な場所とは言えない。

距離については、地形により極端な高低差や距離が数倍以上になる場合等は、それらを考慮し、判断する。

なお、申請に当たっては、申請者に当該用務先から100メートル以内に駐車できる場所がないことを疎明する地図を添付させるとともに、警察署においても市街地の駐車可能な時間貸し駐車場、駐車禁止規制の有無等を明らかにするような地図を作製しておき、駐車許可申請に対応できるように準備しておく。

- (5) 許可の単位

許可は、原則として1個の駐車行為ごとに行うこととする。

(6) 許可の時間

許可の時間は、原則として1個の駐車行為の開始から終了までに要する時間とする。

なお、許可対象時間は、その場に駐車することが真にやむを得ないと認められる場合の必要最小限度とする。

したがって、申請者に対しては、申請の駐車日時が真に駐車することがやむを得ないと認められる時間であるかどうか確認する。

(7) 申請手続の特例

申請者の負担を軽減するとともに、行政事務の合理化を図るため、同一申請者により定型的に反復継続して行われる駐車行為については、日時、場所及び用務の特定された駐車許可の申請であって、

ア 車両が同一であること。

イ 複数の場所に連続的に駐車することとなるもの

ウ 特定の場所に反復継続して駐車することとなるもの

に該当する場合に限り、(5)及び(6)にかかわらず、複数の駐車場所を包括して1個の駐車行為と見なすものとする。

なお、複数の駐車場所を包括1個の駐車行為として許可する場合は、

ア 場所が同一であること。

イ 駐車時間が同一であること。

を条件に、許可期間は6か月以内とする。

(8) 夜間及び休日の申請受付窓口

執務時間（茨城県の執務時間を定める規則（平成元年茨城県規則第45号）に規定する執務時間をいう。以下同じ。）外における引越し等の緊急の申請を受け付けるため、当直長が申請書の受理及び駐車許可証の交付を行うことができることとする。

当直長が取り扱う駐車許可の専決事務については、申請の許可期間が2日程度の短期間のものとし、当直時においては、申請の受理及び許可を円滑に行うことができるよう簿冊、地図等の整備を図る。

なお、事前に問合せがあった場合は、審査等が必要であることから時間に余裕

を持った申請をするように教示する。

(9) 条件の付与

署長は、許可をする場合において必要があると認めるときは、当該道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。

(10) 不許可処分

署長は、駐車許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が(4)の要件に該当しないと認めるときは、不許可処分を行うことができる。

(11) 駐車許可証の交付

ア 駐車許可証の作成

署長は、駐車を許可するときは、申請書の「駐車許可証」欄への記載及び警察署長の公印の押印により駐車許可証を作成する。また、許可年月日は決裁日とする。

なお、駐車に際しての遵守事項（別記様式第5号）を駐車許可証と別紙で綴り明記するとともに、遵守事項に従わない駐車は許可の取消しや駐車違反の取締りの対象となることを教示する。条件を別紙に記載した場合は、許可証と別紙を署長等の公印で割印する。

イ 駐車許可証の交付

駐車許可証は、できる限り申請者本人に交付する。

ウ 記載事項の変更

申請内容が車両入れ替えにより変更になった場合は、新規申請と同様の扱いとし必要な書類の提出を受け、新しい交付番号を付すものとする。

エ 再交付の申請

汚損等による駐車許可証の再交付の申請は、申請書及び添付書類2通と当該駐車許可証を提出して行うものとする。ただし、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は盗難に遭った場合は、駐車許可証を提出することを要しない。この際、申請書の申請日は再交付申請日とし、交付番号や許可期間、証明日等は当該許可と同一とするとともに、再交付した駐車許可証の右上欄外に朱書きで「再交付年月日」「再」と記載し、業務端末装置や簿冊に再交付の経緯を確実に入力記載する。

(12) 駐車許可証等の掲出

署長が駐車禁止場所等における駐車の特許をした車両には、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間は、駐車許可証を当該車両の前面ガラスの内側に前方から見やすいように掲示させるものとする。ただし、許可車両が前面ガラスのない車両の場合には、駐車許可証の提示を求めて確認すること。また、駐車許可証とともに運転者の連絡先又は用務先を記載した連絡票（別記様式第3号）を当該車両の前面ガラスの内側に前方から見やすいように掲示（前面ガラスのない車両を除く。）する。

なお、連絡票については、車両の移動等の必要性が生じた場合に現場の警察官が連絡できるように用務先又は連絡先を記載した用紙であるならば、別記様式第3号と同一のものでなくてもよい。

(13) 訪問診療や訪問看護等（以下「訪問診療等」という。）に使用する車両の特例 ア 趣旨

訪問診療等は、公益性が高く、事業に際し、車両を駐車禁止場所に駐車することがやむを得ない場合が認められる。また、訪問診療等は、計画的に行われ、駐車を必要とする日時、訪問先及び用務が通常特定されている。このため、これらの事業に使用する車両については、申請者の負担の軽減を図るため、(7)の一環として、例外として取り扱うものである。

イ 対象車両

以下の事業のために使用する車両（根拠法令、条項）

- (ア) 訪問看護事業（高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項）
- (イ) 訪問看護事業（健康保険法第88条第1項）
- (ウ) 在宅入浴サービス事業（老人福祉法第5条の2第3項）
- (エ) 訪問介護事業（介護保険法第8条第2項）
- (オ) 訪問入浴介護事業（介護保険法第8条第3項）
- (カ) 訪問看護事業（介護保険法第8条第4項）
- (キ) 訪問リハビリテーション事業（介護保険法第8条第5項）
- (ク) 居宅療養管理指導（介護保険法第8条第6項）
- (ケ) 通所介護（デイサービス）事業（介護保険法第8条第7項）
- (コ) 通所リハビリテーション（デイケア）事業（介護保険法第8条第8項）

- (サ) 短期入所生活介護（ショートステイ）事業（介護保険法第8条第9項）
- (シ) 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）事業（介護保険法第8条第10項）
- (ス) 地域包括支援センターによる地域支援事業（介護保険法第115条の38）
- (セ) その他、上記に準ずる申請に至る事情や用務の内容等を個別具体的に審査し、同様に取り扱うべき車両を用いて行う事業

ウ 申請における特例

(ア) 駐車日時の特定

駐車を許可する日時の特定については、訪問診療等の用務の性格上、例えば

医療機関の診療時間内（9時から17時までの間）及び緊急訪問時とするなど、駐車場所付近の交通状況を勘案した上で、柔軟な対応を図る。

(イ) 許可期間

許可期間は、6か月以内とする。

(ロ) 駐車場所

場所の範囲は、警察署の管轄区域内の道路に限り、申請者から訪問先一覧及び周辺の見取図の添付を受ける。ただし、申請された訪問家庭については、申請に係る場所、周辺の駐車施設の有無等について総合的に判断し、真にやむを得ないと認められる場合に限り許可する。

なお、有効期間中に新たに訪問する家庭が追加される場合には、別途追加する訪問先のみを記載した書面及び周辺の見取図を2通提出を受け、既存の駐車許可証に添付することで、現許可に包括する。

(ハ) 対象車両

許可は、車両ごとに日時、訪問先及び用務を特定して行う。

なお、申請書に訪問先一覧表を添付することにより、複数の訪問先への駐車を一括して許可することができる。

(ニ) 許可申請の一括受理等

申請された訪問先が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合については、申請の受理や駐車許可証の交付・返納受理を一の警察署で一括して行うことができる。ただし、一括申請から駐車許可証の交付までは関係警察署へ

の書類進達等に相応の時間を要すことから、あらかじめ申請者にこの点について理解を得たうえで行う。

エ 道路使用許可との関係

入浴サービスや介護のための特別な構造を持つ車両を道路に駐車させて、その車両内において入浴や介護をさせたり、入浴のために車両に装備されたタンクから給湯をするなど、道路での作業が道交法第77条第1項に規定する道路使用の形態で行われるときは、道路使用許可の取扱いとする。

オ 申請者への指導

申請者に対しては、本特例が社会的かつ人道的要請に基づくものであることを周知徹底するとともに、駐車禁止場所に駐車しないで済むような業務改善に努めるよう指導する。

(14) 電話による申請に係る特例

ア 趣旨

緊急やむを得ないと認められる場合に、執務時間の内外に関わらず、申請者からの電話（ファックスを含む。以下同じ。）による駐車許可申請を受け付け、迅速に対応しようとするもの。

イ 対象

「緊急やむを得ない」場合とは、人の生命若しくは身体に係る事案や公益性が高い事案等に緊急に対応する必要がある、申請書を警察署の窓口へ提出するいとまがない認められるやむを得ない事情がある場合をいう。

具体的には、次に掲げるような場合が挙げられるが、これらに相当するような場合も対象となる。

- (ア) 緊急の訪問診療等
- (イ) 柔道整復師等による緊急応療
- (ウ) 助産師の緊急出産への立会い
- (エ) 下肢障害者等身体障害者の緊急通院
- (オ) 獣医師等の緊急検診（伝染病等）
- (カ) 国又は地方公共団体の緊急用務
 - a 保健所による精神障害者の暴れ等への対応
 - b 保健所による感染症、伝染病患者の通報、収容等の対応

- c 人身安全事案（DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、性犯罪、行方不明等）への対応
- d 鳥インフルエンザ、豚コレラ等疫病の感染被害拡大防止のための対応
- e 違法電波の探査に係る総務省の電波探査車両による緊急の調査活動
- f 食品衛生法に基づく臨検検査
- g 環境基本法に基づく公害調査

ウ 申請の受理、審査及び許可

(ア) 受理

申請者に警察署に来庁させることなく、電話により、申請者の住所、氏名及び連絡先、駐車日時、駐車場所、自動車登録（車両）番号及び駐車用務を受理する。

(イ) 審査

(4)に掲げる要件及び緊急やむを得ない場合に該当するか否かを迅速に審査する。

(ウ) 許可

許可をするときは、申請者に対し許可に係る警察署名、駐車日時、駐車場所、自動車登録（車両）番号及び担当者名並びに必要により許可条件を電話で通知するとともに、これらを記載したメモを(12)に規定するところにより掲出するよう教示する。

エ 取扱者

執務時間内にあつては交通課員（交通一課員及び地域交通課員を含む。以下同じ。）、執務時間外にあつては当直長又は当直の交通課員とする。

オ 留意事項

(ア) 審査の迅速化

交通規制図等の基礎資料を有効に活用し、迅速に駐車許可の適否を判断すること。

(イ) 「緊急やむを得ない」に該当しない場合の対応

緊急やむを得ない場合に該当しないと認めるときは、(3)又は(8)による申請手続を教示する。

(ウ) 許可の時間

本特例の趣旨に鑑み、許可時間は最大で1日程度（申請が休日（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）又は休日の前日の執務時間外である場合には、休日の翌日まで）とし、以降の許可については(3)又は(8)による申請手続を教示する。

(エ) 条件

口頭での許可に関して条件を付する場合には、必ずしも教示書面の交付義務は生じないが、緊急やむを得ない場合における申請であることや、適正手続の観点から、原則として、条件は付さないものとする。

(15) 許可の取消し

ア 署長は、駐車許可証の交付を受けた者が許可条件に違反した場合又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別な事情が生じた場合は、許可を取り消すことができる。

許可の取消しをしようとするときは、許可条件に違反した者に対し、茨城県行政手続条例第13条第1項第1号の規定による聴聞を行う必要があることから、同条例第3章第2節及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第2章に掲げる手続を行うこととなる。このため、写真及び見取図等により遵守事項違反の状態を明らかにした報告書を作成して、当該処分を必要とする理由を明らかにしておく。

イ 許可の取消しは、当該処分に係る者に対し駐車許可取消通知書・駐車許可証返納命令書（別記様式第6号）を交付するとともに、既に交付した駐車許可証を返納させる。

(16) 駐車許可証の返納

署長は、次のいずれかに該当することとなったときは、当該駐車許可証を返納させるものとする。

ア 駐車許可の期間が満了したとき。

イ 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。

ウ 駐車許可証の再交付を受けた後において、亡失し、若しくは滅失し、又は盗難に遭った許可証を発見し、又は回復したとき。

エ 駐車許可証を取り消されたとき。

(17) 不利益処分に係る教示

署長は、(9)の条件の付与又は(10)の不許可処分を行うときは、申請者に対し、教示書面を交付する。

6 業務管理

(1) 幹部による業務管理の徹底

交通課長（交通第一課長及び地域交通課長を含む。）及び交通規制関係許可事務を担当する係長（以下「交通課長等」という。）には、3、4及び5に掲げる許可証、標章の交付及び許可に係る事務手続を具体的に把握させるとともに、随時、交通規制関係許可事務担当者（以下「担当者」という。）から業務に関する報告を求めさせるなどし、業務管理の徹底を図る。

(2) 具体的な業務管理

ア システムによる管理

担当者には、3、4及び5に掲げる申請を受理したときは、業務端末装置により、速やかに必要事項の登録を行わせる。

イ 駐車許可電話申請管理簿による管理

5(14)の電話による申請を受理したときは、申請内容を駐車許可電話申請管理簿（別記様式第7号）に記載し、管理する。

なお、執務時間外の駐車許可電話申請管理簿の管理者は、当直長とする。

ウ 交付簿等による管理

交通課長等には、業務端末装置により出力印刷した各交付簿等及びイの管理簿により、全ての取扱いを管理させる。

エ 文書等保管期間

本業務に係る書類の文書等保管期間は、暦年管理で1年とする。

意見書

(茨城県公安委員会提出用)

1 氏名		男・女
生年月日		年 月 日 (歳)
2 現在の障害状況		
○ 障害名		
○ 障害等級 _____ 級		
3 主たる屋外での移動方法(義肢、装具等を使用した上での状況を御記入願います。)		
① 独歩 ② 杖・松葉つえ歩行 ③ 車いす		
4 医学的見解(3において①、②に該当する場合に御記入願います。)		
① 下肢機能の著しい障害があり歩行が困難である		
② 歩行中の痛みにより歩行を中断せざるを得ない		
③ 下肢の筋力低下のため立位の保持が困難である		
④ 通常の歩行に支障がない		
⑤ その他 (_____)		
総合的意見	1 歩行困難あり	
	2 歩行困難なし	

年 月 日

病院又は診療所の名称

所在地

担当診療科

科 医師氏名

印

この意見書は、公安委員会が身体障害者に対して駐車禁止除外指定車標章を交付する際、申請者の歩行困難性を判断する上で参考とするものです。
 受診者の歩行状況について客観的に御記入願います。

茨城県公安委員会 殿

茨城県 警察署長

通行禁止除外指定車標章
の交付申請について
駐車禁止除外指定車標章

見出しのことについては、別添のとおり申請があり調査したところ、許可しても支障ないと認められるので、標章を交付されたく送付する。

記

1 標章交付対象者
氏名

2 除外車両の種別

□通行禁止除外車両□駐車禁止除外車両	□駐車禁止除外車両
<input type="checkbox"/> 緊急作業車 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 信号機、道路標識等維持管理用車 <input type="checkbox"/> 郵便等集配車 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 通常郵便 <input type="checkbox"/> 電報 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集車	<input type="checkbox"/> 緊急往診中 <input type="checkbox"/> 歯科医師会指定の歯科医師往診中 <input type="checkbox"/> 緊急取材車 <input type="checkbox"/> 執行官使用車 <input type="checkbox"/> 野犬等捕獲車 <input type="checkbox"/> 確認事務使用車 <input type="checkbox"/> 患者輸送車・車いす移動車 <input type="checkbox"/> 身体障害者使用車 <input type="checkbox"/> 戦傷病者使用車 <input type="checkbox"/> 療育手帳所持者使用車 <input type="checkbox"/> 精神障害者使用車 <input type="checkbox"/> 色素性乾皮症者（紫外線要保護者）使用車

3 許可理由

- 歩行困難なため
- 日常生活に支障があるため
- その他（ ）

(表)

連絡票

運転者の連絡先／用務先

市 町 丁目 番 号
郡 町・村

病院 診療中

方 訪問中

(裏)

注意事項

- 1 運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車する場合は、許可証又は標章とともに車両の前面ガラスの見やすい箇所に掲出してください。
- 2 他の交通の妨害になる等、早急に車を移動する必要が生じた場合に運転者に直ちに連絡が取れるように分かりやすく記載してください。
- 3 現場において、警察官の指示又は掲出した許可証又は標章についての確認があった場合は、これに従ってください。

通行禁止除外指定車標章
駐車禁止除外指定車標章 返納命令書

年 月 日

殿

茨城県公安委員会

茨城県道路交通法施行細則第1条の3第7項の規定に基づき、下記のとおり、標章の返納を命じます。

なお、標章は、速やかに返納してください。

記

返納を命じる 標章の番号	
返納を命じる 理 由	

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

駐車に際しての遵守事項

駐車に際しては、次の事項を遵守すること。

- 1 駐車許可証を他人に譲渡したり、申請（許可）理由以外には使用しないこと。
- 2 許可を受けても、以下のような駐（停）車はしないこと。
 - (1) 駐停車禁止の交通規制が行われている場所（道路交通法（以下「法」という。）第44条第1項）への駐（停）車
 - (2) 法定の駐停車禁止場所（法第44条第1項各号及び法第75条の8第1項）への駐（停）車
 - ア 軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
 - イ 交差点及びその側端から5メートル以内の部分
 - ウ 道路のまがりかどから5メートル以内の部分
 - エ 横断歩道又は自転車横断帯及びそれら前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
 - オ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
 - カ 路線バスの停留所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分（運行時間中に限る）
 - キ 踏切及びその前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
 - ク 高速自動車国道及び自動車専用道路
 - (3) 法定の駐車禁止場所（法第45条第1項各号及び第2項）への駐車
 - (4) 歩道上駐車、斜め駐車、二重駐車その他道路の左側端に沿わない駐車（法第47条）
- 3 駐車時は駐車許可証を車両の前面ガラスの内側の見やすい箇所に掲示するか、前面ガラスのない車両にあつては携帯すること。また、前面ガラスのない車両を除き、車両を離れて直ちに運転することが出来ない状態で駐車するときは、運転者の連絡先又は勤務先を記載した書面を併せて掲示すること。
- 4 現場において、警察官又は交通巡視員から指示を受けた場合は、それに従うこと。
- 5 駐車許可証が不要となったとき、又は遺失したときは、速やかに返納し、又は届け出ること。

駐車許可取消通知書・駐車許可証返納命令書

年 月 日

殿

警察署長

茨城県道路交通法施行細則第9条第7項の規定に基づき、下記のとおり、駐車許可を取り消したので通知します。

なお、駐車許可証は、速やかに返納してください。

記

駐車許可証番号	
取消理由	

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別表第1（細則別表第2）

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	
	移動機能	1級から4級までの各級	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症

